

(2) 家畜伝染病への対応

(東北に迫る豚熱発生リスクと各県の対応)

- 東北農政局では、管内で豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病が発生した場合、直ちに「東北農政局特定家畜伝染病対策本部」を設置し、発生県へ担当官の派遣を行うとともに、県が行う移動制限、殺処分、埋却、消毒などの防疫措置を支援することとしています。
加えて、風評被害の防止、消費者の不安の解消のため、小売店・飲食店における表示の点検・啓発、相談窓口の設置、HP やメール等による正確な情報発信を行います。
- 家畜伝染病の発生に備え、東北農政局及び管内各県拠点では、防護服の着脱訓練など、緊急時の対応演習を実施するとともに、各県が実施する防疫演習に参加するなど、県との連携強化に努めています（図表 2-14、15）。
- 平成 29 年度以降、東北管内における特定家畜伝染病の発生はありませんが、平成 30 年 9 月、岐阜県において 26 年ぶりに発生した豚熱は、令和元年度末までに 8 県の養豚場等において発生が確認され、群馬県、新潟県、茨城県等の近隣県で野生イノシシの豚熱が確認されており、東北への野生動物を介した飼養豚へのウイルス侵入リスクが増大しています。（令和 2 年 9 月には、福島県において野生イノシシの豚熱感染を確認。）
- 東北各県では、養豚場における飼養衛生管理遵守の徹底を図るとともに、農場周囲の野生動物侵入防護柵の設置、畜産関係施設への車両消毒装置の設置の推進や、野生イノシシの検査を行っています。

図表 2-14 東北農政局及び管内各県拠点での演習



農政局での防護服着脱訓練



各県拠点での車両消毒訓練

図表 2-15 県が実施する防疫演習への参加



実際に想定した防疫作業の役割分担



下回りを重点的に実施している車両消毒

(3) 動植物防疫への取組

(動植物防疫のための取組支援)

- 東北農政局は、防疫措置（農作物の病害虫及び家畜の疾病の侵入・発生、まん延の防止）及び輸出植物検疫措置のため、以下のような取組を行いました（図表2-16）。
 - ① 植物防疫、農薬の関係者を招集し、東北の状況や最新の知見等の情報共有、課題解決に向けた意見交換・検討会の開催
 - ② 管内各県の植物防疫関係者を対象とした、病害虫診断のスキルアップのための研修会の開催
 - ③ 豚熱、BSE、鳥インフルエンザ等の重要な家畜疾病及びももせん孔細菌病、りんご黒星病のまん延防止、ミカンコミバエ、火傷病等の国内未発生重要病害虫の監視等のための県の取組を消費・安全対策交付金及び植物防疫事業交付金（病害虫発生予察調査等）により支援
 - ④ 令和元(2019)年7月に国内で初めて確認されたツマジロクサヨトウの発生状況調査を管内各県に依頼
 - ⑤ 東北から輸出しているりんごやももなどの生果実について、輸出先国による現地査察への対応

図表 2-16 動植物防疫のための取組



輸出先国査察官の現地査察（りんご）



輸出先国査察官の現地査察（もも）



ほ場の発生予察調査
(モモシンクイガトラップ設置状況)



ほ場の発生予察調査
(カメムシトラップ設置状況)

(4) 消費者の信頼の確保

(食品表示の適正化及び食品トレーサビリティの推進)

- 東北農政局は、食品表示の適正化を図るため、広く国民から食品の偽装表示や不審な食品表示に関する情報等を受け付ける「食品表示 110 番」を設置しています。

令和元(2019)年度に「食品表示 110 番」へ寄せられた情報提供や問合せなどの受付件数は 308 件、そのうち不適正な表示（原材料や添加物に関する表示）などに関する情報提供は 64 件でした（図表 2-17、18）。

これらの情報提供に対しては、必要に応じて立入検査等を実施し、不適正な表示を確認した場合は、「食品表示法」に基づく指示・公表や指導を行うなど、厳正な対応を行っています。

- 食品事故等の問題があった時に、その食品と流通範囲を迅速に特定し、原因究明や食品回収等を円滑に行う手法として、食品のトレーサビリティが重要です。我が国では、牛、米穀等（米及び米加工品）のトレーサビリティが法令で義務付けられており、東北農政局は、普及・啓発活動や店舗や農場等への巡回立入検査等による監視・指導を行っています。

※東北農政局管内の「食品表示 110 番」は以下 URL から確認できます。

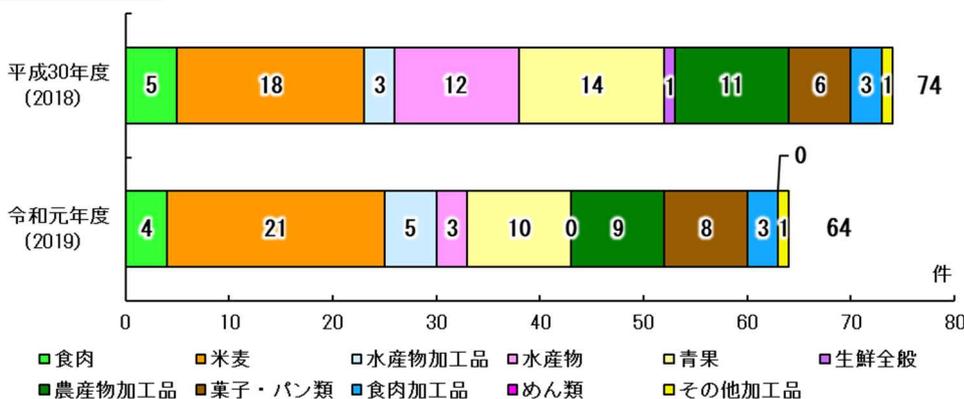
http://www.maff.go.jp/tohoku/syouan/hyouzi/hyouzi_110ban.html

図表 2-17 食品表示 110 番受付件数の推移



資料：東北農政局調べ

図表 2-18 不適正な表示に関する情報提供の内訳

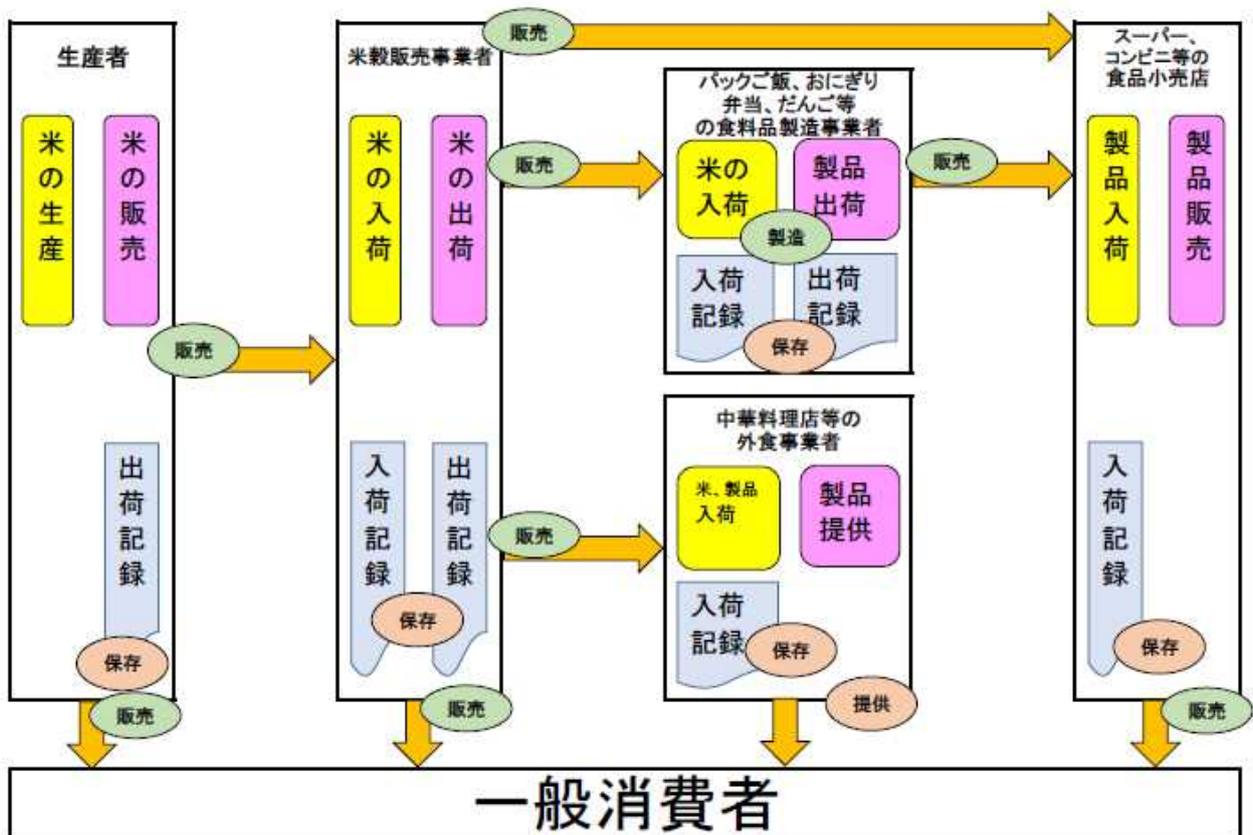


資料：東北農政局調べ

(米トレーサビリティ法)

- 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）は、米穀販売事業者が事故米穀を食用に流通させた事件を契機に、以下の目的を達成するために制定され、平成23(2011)年7月から完全施行されています（図表2-19）。
 - ①生産から販売・提供までの各段階を通じ、米、米加工品の移動をわかるようにすること。
 - ②問題が発生した場合などに流通ルートをややかに特定し、自己食品を流通ルートから排除できるようにすること。
- 米穀事業者（米穀製造・販売事業者、食品製造事業者、外食事業者等）には同法により、米や米加工品の取引等に係る記録の作成と保存、産地情報の伝達が義務づけられています。
 - （取引の際に記録が必要な項目）
 - ・品名 ・産地 ・数量 ・年月日 ・取引先名
 - ・搬出入した場所 ・用途を限定する場合にはその用途 等
- また、農林水産省では、米穀事業者を対象に同法に基づく巡回立入検査を行っており、令和元年度は全国で36件、文書による指導を行いました。

図表 2-19 米トレーサビリティ法に基づく米及び米加工品の流通管理の流れ



資料：東北農政局作成

(5) 食品ロスの削減に向けた取組

(令和元(2019)年度フードバンク活動促進情報交換会を開催)

- 食品ロスの削減に向けて、包装の破損や印字ミス、賞味期限が近づいた等の理由で、品質に問題がないにもかかわらず廃棄されてしまう食品・食材を、食品関連事業者等が社会福祉団体に寄附し、寄附を受けた社会福祉団体が食べ物に困っている人たちに無償で提供するフードバンク活動が行われています。一方で、食品関連事業者は衛生管理面の不安などからフードバンク活動団体への食品の提供を躊躇する場合があります、フードバンク活動団体は寄附元の食品関連事業者の発掘に苦労している状況となっています。

このため、東北農政局では令和元(2019)年11月14日に食品関連事業者、フードバンク活動団体、地方公共団体等関係者相互の連携体制の構築を目的として、情報交換会を開催しました。

参加者からの主な意見は次のとおりです。

【フードバンク団体】国や地方自治体は、企業との連携や企業が寄附しやすい環境作りを進めてほしい。

【食品製造業者】企業として何か協力できればと思いついて参加した。寄附にあたっては、OEM製品の場合はブランドオーナーの意向を確認する必要があり、社会全体の機運の醸成が必要。

【小売店】スーパーには毎日多くの買物客が訪れるので、店舗内でフードバンク活動に関する情報発信を行いたい。



地方自治体からの情報提供



農林水産省からの情報提供に聞き入る参加者



フードバンク活動の概要を説明する参加者

図表 2-20 東北地方の取組の紹介(コープ東北サンネット事業連合)

食品の無駄をなくすとともに、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりをすすめることを目的として、平成24(2012)年にみやぎ生協が、「コープフードバンク」を設立しました。このコープフードバンクの趣旨に賛同した企業が集まり、平成26(2014)年からコープ東北サンネット事業連合として活動しています。

令和元(2019)年度に、125の企業等から防災備蓄品やお菓子など約88tの寄贈があり、社会福祉協議会、生活困窮支援団体を中心に、335団体に食品提供を行いました。

食品の搬入をはじめ、賞味期限、種類別の仕分け、提供先への配送など幅広い業務を、多くのボランティアの協力の下で行っており、運営に関しては、フードバンク活動に共感し賛同される法人サポーターを募集、サポーターから集まった賛助金を運営にあてています。

4. 卸売市場の動向

(管内の卸売市場の取扱実績額は近年減少傾向)

- 東北には7つの中央卸売市場(令和元(2019)年度末現在)と、110の地方卸売市場(平成30(2018)年度末現在)があります(図表2-21)。
- 平成30(2018)年度の卸売市場の取扱実績額をみると、中央卸売市場では2,704億円(対前年度比▲3.9%(以下同じ)、全国シェア7.2%)で、うち水産物が1,276億円(▲3.3%)、青果が1,100億円(▲4.6%)等で近年は減少傾向で推移しています(図表2-22、23)。
- また、地方卸売市場では2,488億円(▲2.5%、全国シェア11.2%)で、うち青果が1,511億円(▲1.8%)、水産物が878億円(▲3.5%)で中央卸売市場同様に減少傾向で推移しています(図表2-22、23)。

図表 2-21 東北の卸売市場数

(単位:市場)

区分	中央卸売市場(令和元(2019)年度)								地方卸売市場(平成30(2018)年度)					合計	
	小計	青果 水産 花き	青果 水産	青果 花き	青果	水産	食肉	花き	小計	総合 市場	青果	水産物 (消費地)	水産物 (産地)		花き等
青森県	2		1	1					22	2	3	2	13	2	24
岩手県	1		1						20	1	5	1	12	1	21
宮城県	2	1					1		14	1	4	1	8		16
秋田県	1							1	15	3	2	4	6		16
山形県									23	1	9	9	3	1	23
福島県	1	1							16	6	5		3	2	17
東北計	7	2	2	1			1	1	110	14	28	17	45	6	117
全国計	64	7	23	6	13	4	10	1	1,025	146	328	117	314	120	1,089

資料:農林水産省「卸売市場データ集」

注1:水産物産地市場とは、主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のために陸揚地において開設され、他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者等に卸売するための市場

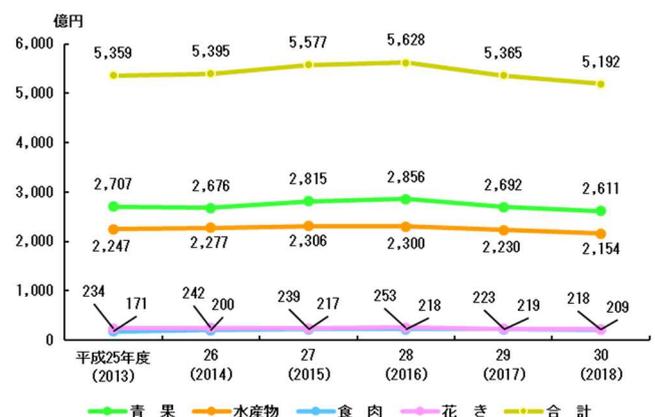
注2:水産物消費地市場とは、主として産地市場等から出荷される水産物の卸売のために消費地において開設され、仲卸業者、売買参加者等に卸売するための市場

図表 2-22 東北の卸売市場の取扱実績額(平成30(2018)年度)

(単位:億円)

区分		青果	水産物	食肉	花き	合計
中央卸売市場	東北	1,100	1,276	209	119	2,704
	全国	18,829	14,504	2,821	1,149	37,303
	全国比	5.8%	8.8%	7.4%	10.4%	7.2%
地方卸売市場	東北	1,511	878	0.0	99	2,488
	全国	12,429	6,185	1,469	2,214	22,297
	全国比	12.2%	14.2%	0.0%	4.5%	11.2%

図表 2-23 東北の取扱実績額の推移(中央と地方の合計値)



資料:農林水産省「卸売市場データ集」(中央市場)、地方卸売市場関係資料(地方市場)

注:水産物については、産地市場を除く。

5. 6次産業化等の推進
 (1) 6次産業化の推進

(総合化事業計画の認定件数は、376件)

- 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「六次産業化・地産地消費」といいます。）に基づく総合化事業計画の東北における認定件数は、令和元(2019)年度末時点で前年度末に比べて8件増加し、376件となっています（図表2-24）。
- 対象農林水産物をみると、野菜が31.1%と最も高く、次いで、米の20.8%、果樹の17.1%の順になっており、これら3品目で69.0%を占めています（図表2-25）。
- 認定された事業内容をみると、加工・直売が69.1%と最も高く、次いで、加工の14.9%、加工・直売・レストランの8.3%の順になっています（図表2-26）。
- 東北農政局は、農山漁村の所得や雇用の拡大を図る6次産業化を推進するため、6次産業化勉強会、個別相談会及びセミナー等を開催しました。

※「総合化事業計画」とは

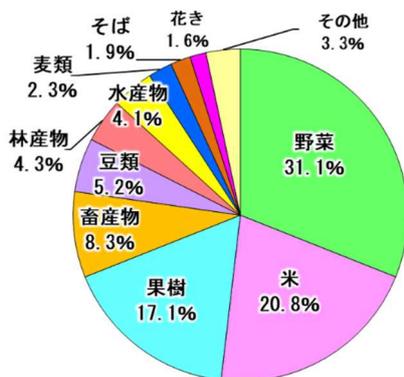
農林漁業者等が、農林水産物及び副産物（バイオマス等）の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業に関する計画

図表 2-24 総合化事業計画の認定件数（令和元(2019)年度末時点）

(単位:件)

区分	総合化事業計画の認定件数			研究開発・成果 利用事業計画
	うち農畜産物関係	うち林産物関係	うち水産物関係	
青森県	71	67	0	4
岩手県	52	45	4	3
宮城県	81	65	2	14
秋田県	61	57	2	3
山形県	68	64	4	0
福島県	42	42	0	0
東北	376	340	12	24
全国(参考)	2,557	2,265	103	189

図表 2-25 総合化事業計画の対象農林水産物
 (令和元(2019)年度)



図表 2-26 総合化事業計画に認定された事業内容
 の割合(令和元(2019)年度)

(単位:%)

事業内容	東北	全国(参考)
加工・直売	69.1	68.6
加工	14.9	18.4
加工・直売・レストラン	8.3	7.1
直売	3.3	3.0
加工・直売・輸出	2.8	2.1
レストラン	1.4	0.4
輸出	0.3	0.4

資料：東北農政局調べ

注：認定件数は令和2(2020)年3月末現在の累計値

資料：東北農政局調べ